

## 「法人 EV 充電サービス」会員規約

本規約は、日産自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が、提供する「法人 EV 充電サービス」に適用する各種条件を定めたものです。

### 第1条（定義）

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義されるものとします。

（1）「会員」とは本サービスについて、本サービス対象者に該当する者のうち、本規約第7条に規定の手続きを経て会員登録され、当社が入会を認めた者をいいます。

（2）「EV」とは、Electric Vehicle の略で、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車をいいます。

（3）「本サービス」とは、会員が充電スポットにおいて、事前に当社に登録して頂いたEVの充電を行うことができる充電サービスをいいます。

（4）「本サービス対象者」とは、法人格を有する法人、個人事業主として事業を行い、当該事業に日産自動車製のEVを使用している者をいいます。

（5）「充電スポット」とは、当社が指定する本サービスの提供場所をいいます。

（6）「充電器」とは、急速充電器及び普通充電器（ケーブル無しコンセント型、ケーブル付コンセント型の二種類があります）をいいます。

（7）「充電コントローラー」とは、充電スポットに設置されたカード認証機器をいいます。

（8）「充電サービスカード」とは、本サービスを利用するために必要な、当社の発行する認証カードであって、あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録されているものをいいます。

### 第2条（本サービスの提供）

1. 当社は、本規約に従い、会員に対して本サービスを提供するものとします。
2. 会員は、本会員規約の定めに従い、本サービスを受けることができるものとします。

### 第3条（本サービス利用方法）

会員は、充電スポットに設置された充電コントローラーに、充電サービスカードに記録された電磁的情報を読み取らせて会員認証を受けたときに、本サービスの利用ができるものとします。

### 第4条（サービス利用期間）

本サービスの利用期間は、充電サービスカードを会員が受領した日から、本規約に基づき本サービスの会員資格を喪失する日または2020年3月31日の何れか先に到達する日までとします。

### 第5条（サービス利用上の注意）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約及び当社が配布するガイド（以下「本サービスガイド」といいます。）の内容を理解し、事前に書面にもしくは電磁的方法により本規約及び本サービスガイドの内容に同意した上で、本規約及び本サービスガイドに従って本サービスの利用を開始するもの

とします。

2. 「本サービスガイド」は随時更新され、会員は自己の責任においてその更新内容を確認するものとします。

3. 本サービスを利用できる者は、会員本人（法人の場合はその従業員）に限ります。

4. 会員契約成立時に登録したEVに限って、本サービスを利用できるものとします。

5. 会員が、充電スポットで本サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、会員は、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、一時的に本サービスを利用できない場合があることを了承します。

6. 本サービス利用中、会員等は充電スポットの敷地内で充電が完了するのを待つものとします。当社は、車両等の盗難等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。

#### 第6条（本規約の変更、追加、廃止）

1. 当社は、以下のアドレスのWEBページに本規約の変更内容を公開することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとし、会員はこれを承諾します。

【URL】 <http://ev.nissan.co.jp/CHARGESUPPORT/CORPORATION/>

2. 当社は、必要に応じて、本サービスの利用条件等を変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。この場合、会員は、支払済みの会費の返還、会費の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾します。

#### 第7条（会員登録の申込み及び会員契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する法人または個人事業主（以下「申込者」という。）は、当社所定の必要登録事項を、当社が指定する申込方法により会員登録の申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みに対して当社において所定の審査を行い、当社が入会を認めた申込者に対して発行される充電サービスカードに、本サービスを利用するために必要な情報を電磁的に書き込むものとします。当社において、充電サービスカードに申込者に関する情報が電磁的に書き込まれたときに、当社と申込者の間で会員契約が成立するものとします。

3. 本サービスの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合、理由の開示をすることなく、申込みは受理されないことがあります。

5. 本サービスは、充電サービスカードが会員の手元に届いた時点から利用を開始することができます。

6. 前項にかかわらず、月会費は本条第2項の会員契約が成立した月より月単位計算にて発生するものとします。

7. 当社は、予告なく会員の募集を締め切る場合があります。

#### 第8条（登録内容の変更）

1. 会員は、入会申込時に届出た、所有するEVの車両情報、会員の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続を行うものとします。

2. 前項に伴って、当社が本サービスの提供に支障が生じると判断した場合、又は会員が前項に定める登

録内容の変更を怠った場合、虚偽の内容を登録したことが明らかとなった場合、又は第 15 条に規定の契約事務手数料、毎月の会費又は充電都度料金の支払いが遅延した場合、当社は充電サービスカードの利用停止、又は会員契約の解除ができるものとします。その場合、会員に損害が生じても、当社は賠償の責任を負わないものとします。

#### 第 9 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報（氏名、住所、車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、会員による本サービスの利用履歴を含み、以下「個人情報」という。）を本サービス提供の他、次の各号の目的で利用できるものとします。なお、会員ご本人からの申し出があった場合には、次の各号の目的のための個人情報の利用を停止いたします。

（1）本サービス、その他当社又は当社の関連会社に取り扱う商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールの送付等、当社の販促目的で利用する場合

（2）本サービス、その他当社又は当社の関連会社に取り扱う商品、サービス等の開発、品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等する場合

（3）その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報を利用する場合

2. 前項のほか、当社が本サービスの提供のために必要な業務を第三者（以下「委託先」という。）に委託する場合、委託先はその目的の範囲内で会員の個人情報を利用できるものとします。

3. 当社は、前項に基づき委託先に個人情報を利用させる場合、委託先における個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の予防に努めるとともに、委託先に個人情報の保護に関する法律及び関連する政省令並びにその他のガイドラインを遵守させるものとします。

#### 第 10 条（個人情報の第三者提供）

1. 会員は、当社が以下の各号の場合に会員の個人情報を第三者に提供することを承諾するものとします。

（1）本サービスを提供するため、又は本サービスの品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的で合同会社日本充電サービスに開示・提供する場合

（2）当社と販売特約店契約を締結している販売会社（以下「日産販売会社」という。）及び当社の関連会社が、会員に対して、自己の商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールを送付する等販促目的で利用するために、当該日産販売会社又は関連会社に開示・提供する場合

（3）その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報を開示・提供する場合

2. 前項の他、会員は、当社が個人情報を、個人を識別できないよう処理し、充電器利用状況分析、道路情報分析又は第三者への情報等の提供サービスを行う事を目的として当社が認めた第三者に提供することを承諾したものとします。

#### 第 11 条（会員情報の利用の同意）

会員は、前二条の定めに従い、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報を当社が利用し、又は

第三者に提供し、当該第三者が会員の個人情報を利用することに同意します。但し、会員は、前条に基づく個人情報の第三者への提供（以下「第三者提供」という。）の停止を希望する場合、別途当社が指定する方法により、第三者提供を停止することができるものとします。

#### 第12条（会員契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を当然に解除することができるものとします。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 第8条第2項に該当したとき。
- (3) 月会費、充電都度料金等、その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
- (4) 会員又は会員等が、充電スポットの建物、設備、機器、設置物等の損壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他債務整理のための法的手続申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき、又は会員が支払停止になったとき。
- (6) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (7) 暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったことが判明したとき。

2. 前項に基づき、会員契約が解除された場合、会員は期限の利益を喪失し、会員契約終了月にかかる月会費も含めて、当該時点で発生している月会費、及び充電都度料金、解約事務手数料等その他当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。

3. 会員は、本条第1項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

4. 本条の定めに基づいて、会員契約が解除されたことによって、会員に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（会員契約の解約手続）

1. 会員は、本サービスからの退会を希望する場合、当社所定の退会届を当社に提出することにより、当該退会届を当社が受領した日（以下「退会日」といいます。）に、本サービスを退会することができるものとします。

2. 会員が本サービスのために登録したEVを譲渡、買い替え、廃車等により使用しなくなった場合でも、当然には退会とならないものとし、会員は、本条第1項に基づき退会手続を行うものとします。

3. 会員は、退会日以降、本サービスの提供を受けることはできません。

4. 会員は、本条第1項に基づき本サービスから退会した場合、本サービス退会月に係る月会費を含む本サービス退会日までに発生している本サービスにかかる料金等の全額について、直ちに当社に対して支払うものとします。なお、退会日が属する月にかかる月会費は日割り計算されないものとします。

#### 第14条（充電サービスカードの取り扱い）

1. 当社は、会員に対して、本規約第7条第2項に基づき送付した充電サービスカードを貸与するものと

します。

2. 会員は、当社から貸与を受けた充電サービスカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。

3. 会員は、会員本人（会員が法人の場合は従業員を含む）のみが充電サービスカードを使用するものとし、その他の者に使用させてはならないものとします。

4. 充電サービスカードの紛失、盗難、滅失又は破損の場合、会員は、直ちにその旨を、当社が別途指定した方法により当社へ届け出るものとします。

5. 前項の場合かつ会員が本サービスの継続を希望する場合には、その紛失等が会員の責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、会員は、充電サービスカードの再交付実費相当額を負担するものとし、当社の請求に従ってこれを当社に支払うものとします。

6. 充電サービスカードが第三者に使用されたことに起因して、会員に何らかの損失、諸費用並びに損害が生じても、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

7. 会員は、本サービスが理由の如何を問わず期間満了、解除、解約等で終了した場合、当社の指示する方法に従い、充電サービスカードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。

#### 第15条（利用料金等）

1. 会員は、本規約第7条第2項により会員契約が成立したときは、当社が別途規定する契約事務手数料を支払うものとします。

2. 会員は、第7条第2項に基づき会員契約が成立した日以降、当社が別途定める料金プラン表に基づき、毎月の会費、及び充電都度料金（別途当社が指定する提携先が提供する充電スポットについては、当該提携先が設定した料金）を支払うものとします。

3. 前二項に基づく、契約事務手数料、毎月の会費及び充電料金の支払いは3月、6月、9月、12月の末日をそれぞれ締日として、当社が当該締日後、対象期間にかかる請求書を、会員に対し発行し、会員が当該請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に対し、請求書に記載の金額を振り込むことにより支払うものとします。なお、会員が振込に要する費用は、会員の負担とするものとします。

#### 第16条（会員の自己責任）

1. 会員は、EVその他これらに付随して本サービス利用のために必要となる全ての備品を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態にするものとします。また、自己の費用と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 当社は、会員による本サービスの利用に起因して、又は関連して、当社が第三者から警告書、クレーム、訴訟、仮処分等の法的権利義務に関する通知・催告・請求を受けた場合は、当社は直ちに会員に通知するものとし、会員は、自己の責任と費用で、当該請求等を処理解決するものとします。

3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって解決するものとします。

4. 会員は、本サービスの利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が、本規約における義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用を

もって、その損害を賠償するものとし、これにより当社が被った損害の一切について賠償するものとし  
ます。また、会員は、会員が責を負うべき責任について当社が代位弁済した場合、その弁済額とあわせ弁  
護士費用を含む必要なる費用についても、当社に賠償するものとしします。

#### 第 17 条（本サービスの終了）

本サービスは、2020年3月31日をもって終了するものとし、同日付にて会員と当社との本サービス  
にかかる本規約に基づく契約は終了するものとしします。

#### 第 18 条（損害賠償）

1. 会員は、会員による本サービスの利用に関連して第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を  
賠償するものとしします。
2. 会員は、本規約の約定に違反し、又は前条に定める行為により当社又は第三者に損害を与えた場合、  
その損害を賠償するものとしします。
3. 前項により、会員にいかなる損失、損害、諸費用が発生しても、また派生的損害及び逸失利益につい  
ても当社は一切の責任を負わないものとしします。

#### 第 19 条（免責事項）

1. 当社は、次の各号の一に該当するときは、そのために生じた会員の損害について一切の責任を負いま  
せん。
  - (1) 充電器のメンテナンス、充電器、又は EV に起因するトラブルで本サービスの利用ができなかつ  
たとき。
  - (2) 充電器の利用に伴う事故により損害が発生したとき。
  - (3) 通信手段の障害等により、充電サービスカードの利用が遅延又は不能になったとき。
  - (4) 充電スポットの事情により、本サービスの利用ができないとき。
  - (5) 会員情報の登録時の誤り、又は適切に会員情報の更新が行われていないなど、会員情報の不備に  
より、当社から会員への充電カードの発送又は会員に対する連絡が延着又は到達しなかったとき。
  - (6) その他天災地変など不可抗力により、本サービスを利用できないとき。
2. 当社の過失により、会員が損害を被った場合、当社は当該損害の発生までに会員により支払われた月  
会費の金額を限度として、損害賠償責任を負うものとしします。但し、特別の事情により生じた損害、派生  
的損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとしします。
3. 当社は、会員又は会員等の本サービスを利用する者が本規約又は本サービスガイドに規定の事項に  
従わない方法で本サービスを利用したときに発生した損害につき、何らの責を負わないものとしします。

#### 第 20 条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承  
継させ、又は担保に供することはできないものとしします。

#### 第 21 条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を当社と会員の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に基づく権利行使及び義務履行については、準拠法として日本法が適用されるものとします。

#### 第 21 条（会員との連絡）

1. 当社は、当社から会員に対する連絡及び通知に関し、原則として、当社 WEB サイト上への掲示により行います。
2. 会員登録時の誤り、その後の変更につき更新が行なわれていないなど、会員情報の不備のために、当社からの会員への連絡又は通知が延着又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。
3. 会員から当社への本利用規約及び本サービスに関する問合せは、下記問合せ先に電話にて行うものとします。

#### 【問合せ先】

本プログラム及びサービスに関する問合せ先は次のとおりです。お問合せにあたっては、本サービスの会員であることをお申出ください。

#### 【お問合せ先】

日産EVカスタマーセンター

TEL：0120-230-834（24 時間、365 日）

（附則）本規約は、2015 年 4 月 1 日から効力を有します。  
以上